

第四十三回国会 社会労働委員会 議 録 第三十三号

昭和三十三年五月二十三日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事齋藤 邦吉君

理事井村 重雄君 理事小沢 辰男君

理事大原 亨君 理事河野 正君

理事八木 一男君

荒船清十郎君 伊藤宗一郎君

上村千一郎君 浦野 幸男君

木村 公平君 久保田四次君

久保田藤麿君 田中 正巳君

中野 四郎君 早川 崇君

藤本 捨助君 古川 丈吉君

前田 義雄君 松山千恵子君

森田重次郎君 米山 恒治君

浅沼 享子君 五島 虎雄君

島本 虎三君 田邊 誠君

滝井 義高君 本島百合子君

出席國務大臣

大藏大臣 田中 角榮君

厚生大臣 西村 英一君

出席府委員長

總理府總務長官 徳安 實藏君

警視總監 野田 章君

警察庁保安局長

検事局長 竹内 壽平君

厚生政務次官 渡海元三郎君

厚生事務官 牛丸 義留君

労働事務官 谷野 せつ君

婦人少年局長

委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

五月二十三日

第一類第七号

社会労働委員会議録第三十三号 昭和三十三年五月二十三日

委員松浦周太郎君及び米田吉盛君辭任につき、その補欠として木村公平君及び荒船清十郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒船清十郎君及び木村公平君辭任につき、その補欠として米田吉盛君及び松浦周太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

○齋藤(邦)委員長代理 これより會議を開きます。

内閣提出の麻薬取締法等の一部を改正する法律案を議題とし、審議を進めます。

質疑の中し出がありますので、これを許します。本島百合子君。

○本島委員 麻薬問題については、もう少し早くこうした問題の取り組みがなければならなかったのが、ようやく今国会で法案提出という運びになったわけでありますが、私も一番おそれ

ますことは、新しい麻薬が製造されて日本に入ってくる期間というのは、七月、八月ころが一番多いと聞いているわけですが、したがって、この法案がかりに今月一ぱいで通過したといたしましても、この七月、八月に新しいヘロ

イン等が密輸入されるという場合において、大体ことは昨年と比べてどの程度に防ぎとめることができるかどうか

か。これは麻薬官その他の増員を見ておられますが、そういう点の確信が一体あるのかどうか、こういうことをまずもってお尋ねいたします。

○牛丸政府委員 関係各官庁それぞれの立場で麻薬の取り締りを実施しているわけですが、特に今本島先生御質問の中にありました七月、八月というのは、おそらく新しいケシから麻薬が製造される時期が、ちょうどいま日本においてはケシの花が咲いておきましては六月ごろまではそれ

が開花してケシがとれる、その時期から新しいケシを材料としてアヘンのつくられるのが夏場である、そういう意味から七月、八月というようにおっしゃったのではないかと考えられるわけですが、しかし密輸の実態

の形態は、時期的にも相当消長はあるかと思ひますが、やはり常時の体制が必要じゃないかと思ひます。したがって、税関その他公安関係、海上保安庁関係、それから警察と、それぞれ密輸の一番多い地区でございます神戸、

横浜その他の地区におきましては、そういう時期に重点を置いて目を光らすわけでございますが、しかしその七月、八月に限らず、どういう形でどこから来るかということが取り締まりの一番

ガンでありますから、私も必要じゃないかというように考えておるわけでございます。

○本島委員 もちろん常時の体制ということは必要でございますけれども、

やはりこういう時期に非常に入ってくるし、また密輸するような人たちがいるのはあらゆる法網をくぐって来るわけですから、こういう点の防ぎとめ方というのが一番問題になってくるのではないかと思います。

○牛丸政府委員 ただいま御指摘のとおり、一九六一年の麻薬単一条約におきましては、麻薬の不正取引に対して国際的な制裁規定というものは、条約の中には直接規定はされていないわけ

でございます。しかしこういう条約の性格といたしまして、そういう他国からの不正取引が何かに対して国際的な制裁をやるということになると主権の侵害というような面も関係がございま

す。従来から、これは麻薬に限らず、こういう取りきめの性格が大体そうではないかと思ひつてございまして、

国内法によつて麻薬の取り締まりの強化、それから違反に対する罰則の強化ということは、決議の形で行なわれて

いるわけでございます。ちょうど昨年と一昨年は私が代表として出席したわけでございますが、一昨年に

もそういう麻薬の中毒患者に対しては強制収容の方法を講じ、それから麻薬の不正取引に対しては国内法によつてきびしく罰をしようにしよう

じゃないかという提案がアメリカからされました、日本はもとろんそれに賛成したわけでございますが、そのよう

な意味の決議は、最近におきまして二、三回なされておまして、昨年に

おきまして、同様な決議はなされなかつたわけでございますが、国内法規による罰則の強化ということは、やはり麻薬會議の中の不正取引の小委員会

たそういうものを取り上げてくれるのかくれないのか、そういう点を御説明願いたいと思ひます。

○牛丸政府委員 ただいま御指摘のとおり、一九六一年の麻薬単一条約におきましては、麻薬の不正取引に対して国際的な制裁規定というものは、条約の中には直接規定はされていないわけ

でございます。しかしこういう条約の性格といたしまして、そういう他国からの不正取引が何かに対して国際的な制裁をやるということになると主権の侵害

という面も関係がございまして、従来から、これは麻薬に限らず、こういう取りきめの性格が大体そうではないかと思ひつてございまして、

国内法によつて麻薬の取り締まりの強化、それから違反に対する罰則の強化ということは、決議の形で行なわれて

いるわけでございます。ちょうど昨年と一昨年は私が代表として出席したわけでございますが、一昨年に

もそういう麻薬の中毒患者に対しては強制収容の方法を講じ、それから麻薬の不正取引に対しては国内法によつてきびしく罰をしようにしよう

じゃないかという提案がアメリカからされました、日本はもとろんそれに賛成したわけでございますが、そのよう

な意味の決議は、最近におきまして二、三回なされておまして、昨年に

おきまして、同様な決議はなされなかつたわけでございますが、国内法規による罰則の強化ということは、やはり麻薬會議の中の不正取引の小委員会

がございしますが、そういう不正取引の
小委員会の中では一番大きな議題に
なったわけでございまして、日本代表
といたしましては、私どももちろんそ
ういう点については賛意を表明してき
たわけでございます。そういう国内法
の罰則強化の勧奨ということは再三な
されておりますが、国際的にこれをど
うするということは、これは条約の性
格から、なかなか直接国際条約の中
にそういうものを規定するということ
は行なわれていないようでございます。

○本島委員 大体日本に入ってきている経路というものは、いままでの御経路でこのものであるというところは、わかるはずでしょうし、そういう場合において中共とインドの国境にあるところから来る、あるいはタイ方面から来る、こういうふうになっておるのですが、そういう場合に、日本としてその相手国に、そういうことは困る、あるいはまた、こういうことがあったことによってその密輸者に対しては極刑に処するからそれを了承しろとか、そういう話し合いというものはないのかどうか、またその場合に、向こうの生産が過剰であるから密輸でどんどん入ってくるわけです。そういう場合に、日本側として相手国に対する抗議というようなことがなされたことがあるかどうか。

○牛久政府委員　先ほど申し上げた不正取引の小委員会におきます議題というものは、ただいま本島先生の御指摘されたようなものが非常に大きな中心の課題になっておりまして、日本におきまして、日本に密輸入される麻薬の原産地というものは、原産地の証明の試験方法がありますので、どこの産

地かということとはわかるわけでありま
す。しかしそういうことはたとえ日本
に例をとりますと、インドあるいは日
ビルマあたりのものが日本に密輸され
たということで、われわれがそれに対
して抗議をするわけでございますが、
しかしたとえインドの立場にします
と、自分のところは十分やっている。そ
れで自分の国の原産の麻葉が密輸出さ
れたかもしれないけれども、それは私の
ほうでやっているのではなくて、どこ
か他の国の人間がそれをやったのじ

ないかというような、いわば弁明とい
いますと弁明でございますが、そうい
う論議が非常に多いわけでございまし
て、これは少し余談になるかも知れま
せんが、同じ出席の国同士でそういう
議論をしますと、お互いにそこで言い
争いになって、自分の国ではそういう
ことをやっていない、自分の国のもの
がその国に密輸出されたにしても、そ
れは私の国の責任ではないというよう
な議論が多いわけです。そうします

と、結局その会議に出席をしてない隣国が、たいていいわば欠席裁判みたいになる。われわれが二、三回出席しました会議の中でも、結局その会議に出席してない隣国というものに、その責任をそこでおっかぶせるといふような結果になっておるわけでございます。

としては、東南アジア地域全体がもと協力をして、そういう不正取引の絶滅を期しようじゃないかという提案は毎回やっておりますし、そういうことが実りまして、来年は日本で東南アジア地区だけのそういう会議を開く予定に現在なっております。いまちやうど国際会議が行なわれておりまして、その結論はまだ承っておりますが、大体そういう予定に来年の予定としてなっているような状況でございます。

○本島委員　そういったしますと、麻薬

合においても、いままったような程度のものであつて、何らそうおした生産に對して——過剰に生産しおればわかちあつて——査察制度みたいなものがあつて、この余分な、国内消費と外国との正常なる取引、それ以上に生産しておるといふことが査察制度によつてはわかるはずですが、そういう制度と云ふものは生まれてこないものかどう

○牛丸政府委員　正規の麻薬、これはアヘンがおもでございますが、アヘンの製造というものは生産国が条約によつて指定されておるわけでございまして、その生産国でなければ輸出ができませんし、また輸入国は、その生産国として指定されている国からしか輸入ができませんのでございます。したがいまして、正規麻薬につきましては、生産がオーバーになるといふようなことは、これは大体そういう輸入国の購買見込みというものができて生産をしておるわけでございますから、そこから不正麻薬が出てくるということは非常に少ないのじゃないか。現在日本との関係において一番問題になりますのも、イ

ンドの正規につくっているものが生産過剰になって、それが不正に流出されるというのじゃなくして、ビルマなりタイなりあるいは中興、雲南地区とかそういうふうなところに自然に発生しますケシから密作、あるいは密作しているケシからとれるアヘンというものが不正に製造され、それがどこかの地域でヘロインの製造になり、それが日本に密輸出される、そういう事態でございますので、これはむしろ初めから生産の段階から不正の生産、不正取引

として監視をし、取り締まりをするというような問題として考えなければならぬのではないか、こういうふうに考えております。

○本島委員　そうした国際的な関係に
おいてすらも、そうした問題について
は的確な把握もできないし、またその
正常な取引外の問題から入ってくると
いうことになるわけですから、それだ
けに、日本の今回の法改正にあたりま
しても非常にまめぬい。私どもは、

もう少し麻薬というものはおそろしいものだ、麻薬禍から日本を救わなければならぬ、こういう態度が必要であるうと思いますが、いままでの各委員の方々の御発言によりまして、そういう点が指摘されておるわけなんです。ですから、法律によらずしても一応撲滅運動に対する大がかりな仕事をしてもらいたいと思うのです。ヒロポンのときには、御承知のとおり警察に全部ヒロポンを防ごうというスローガンが掲げてありまして、一般の人が、これはどういうことですかと聞くくらいに徹底していたのです。ところが今回の麻薬については、まだ東京都内なんかの警察を見ましても、ぐれん隊をなくそ

うとにありますが、麻薬のことは一つも書いてないのです。たまたまお医者さんのうちに行くとポスターが張つてある。こういう程度にすぎないという現状であるし、またこれが延びてまいりますと、来年はオリンピックもあつて、各国の人々が日本にやってくる。こういう場合に麻薬をなくそうなんというやうな、そうしたものがぐら下がつつておるといふことは非常な国辱だと思ふのです。したがつて、短い期間に徹底的にこれを撲滅していかなければならぬ、そういう体制を急遽つくつていただかなければならぬじやなからうか、こういうふうに思うわけですが、そうしたことは要望にいたしておきますので、どうか至急そういう法案が通過と同時に万般手配が整つていき、そして麻薬の密輸入者の摘発並びに患者の治療、こういうふうな考へていただきます、

それについて過日のこの委員会において、新宿の婦人相談員の兼松さんが

来て、新宿方面におきましては売春婦が大体五、六千名いる、その中の三分の一は麻薬患者だ。そうしてその人々を世話するのに非常に苦しい戦いを続けてきておるといふような御発表があつたわけなのです。そういたしますと、全国的に見ましても売春婦は依然として減つてない。東京都の正式な発表によると、売春婦は大体五、六千名だ、こゝういわれておつたのですが、新宿の一角においても五、六千名の者がいる。こゝういふことになる、と、売春婦といふものは減つていないといふことです。同時に麻薬の販売路になつておる、こゝういふことになるわけですが、昨日も八木委員が盛んに、監禁、暴行その他に

よってそういう注射を受け、そして自然麻薬の常用者にならせられ、またその販売を見つめるための組織をつくっていつておる、こういうことを言っておられますが、こういう点のいわけ徹底の指導といえますか、検査された者たちに対する更生、またその後におけるところの、いわゆる麻薬に近寄らないというような措置がなされてきたらと思うのですが、そういう点はどういう状況になっておりましようか。

○牛丸政府委員 売春婦との関係は、これはもちろん私も非常に重要な問題としてとらえておるわけです。売春婦の問題につきましては、これは婦人対策として婦人相談所なり、そういうものの設置によりまして、また兼松さんもうそういう点で非常に働いていただいております。中毒患者につきましては、これはこの法律が制定施行されましたら強制収容の条項が直ちに働くわけでございます、そうしますと収容施設に六カ月を限って一定期間治療のために収容ができるわけでございますから、そういう面からの対策は十分講じられなければならない。今日におきまして、特に麻薬中毒との関係において売春婦を対象にした施策を、私もまだ、いまのところそこまでの大きな対象をとらえない状態でございます、まして、厚生省としては、厚生省の麻薬取締官の活動としてはそういう状態でございますが、警察のほうでまたお答えがあるかと思ひます。

○本島委員 全国的な売春婦の数字と、それから麻薬患者として大体推定されている数、そういうものがわかればそれを発表していただきたいと思う

のです。

同時に、ついでに申し上げますが、最近濃厚地帯の検査というものが非常に激しくなつてまいりましたので、これが濃厚地帯からだんだんと大都市に転化を起してきておるわけですね。従前は売春婦の例をとりまして、従前は売春婦を通してキャバレーだとかあるいは芸能方面に入つていったというのが、今度は非行少年という、非行に一度関係したことがあるような、こういう若い人たちの層にだんだんと麻薬を打たせる、こういうのが出てまいつておるわけです。こういうふうな組織が変つてきたということはおつたのですが、いままで濃厚地域といわれておられの地域は相当の力をかけてやってきて、減つてきたといふのです。その減つてきたのがどこに行つたかといふと、いままでの濃厚地域といわれたところではなくて、その周辺の中都市へはびこつていっている。しかもその注射を受けている連中といふのは非行少年で、年齢が若くなつてきています。かつて非行で警察などにあつたといふことの経験のある者、そういうふうなぐれん隊組織の、チンピラといわれる、そういうようなところにだんだん入つてきて、いまそういう者が検査されてきておるといふのが現実であると思ひます。こういうふうなパイ人たちの組織が変わつてきた。これに対してどういふふうになつておるのか、そして今後、またこういう線を通じながら麻薬患者ははびこつてくるわけでしょうか、そういう点に対してどういふ施策を施していこうというふうに考えていられるか、

その点を御説明願ひたいと思ひます。

○野田政府委員 最近の麻薬犯罪の傾向の一つといつたしまして、従来非常に濃厚な地域から次第に分散化の傾向があるといふことは、御指摘のとおりでございます。いま中毒者の年齢別構成等につきましては、資料も配付してございまして、現在麻薬中毒者で住所、氏名等、確認しております者が約六千四百人余りございまして、その確認しておる中毒患者について見ますと、二十歳未満の者はわずかに〇・七%であります。二十歳から二十五歳までの者が一〇・四%、大部分は二十五歳以上の者でございます。麻薬中毒者の非常に大部分が二十五歳から四十歳までの者で約六〇%近くになつておる。要するに、働き盛りの二十五歳から四十歳という年齢層に、麻薬の中毒者が非常に多いといふことが一つの大きな問題であります。いまお話がありましたように、最近の睡眠薬遊びでありますとか、その他若い層に麻薬の被害が及びつつあるという傾向につきましては、今後とも十分な留意をしてみたいと思ひますが、現在までのところでは、年齢別ではただいま申しましたような状況でございます。なお、昨年検査いたしました二千八百人の検査者について見ますと、売春婦の検査は約二百三十名余りでございまして、その全体の比率は大体八%余りでございまして、ただ売春婦の問題につきましては、その実態をどうつかんでいくかということが今後とも非常に大きな問題でございます。まして、麻薬中毒者の実態の確認という作業を今後とも十分に徹底いたしまして、潜在している中毒者を発見し、かつそれらの行なう犯罪につきまして

適切な取り締まり対策を強化してまいりたい、こういうふうな考えております。

○本島委員 要は、この麻薬禍からどうやって日本を救うかということですが、そういう点について厚生大臣、法務大臣は、この法案が通過した後においてどういふやり方をやろうと考へておられるか、これは一般国民に対しての世論喚起ということも必要であらうし、またそういう患者あるいは注射を打つて好奇心にやつておる連中、こういうものを防いでいかなければいけません。法案とは別個に何らかの国民運動的な考へ方を持つていられるかどうか、その点をお聞かせ願つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○西村國務大臣 麻薬禍の根は非常に深いものでありますので、一つの方法をもつてこれをすばつととめるというやうなことは、なかなか困難だと思ひます。いま御指摘のように、濃厚地帯を押えれば、それが散らばつてくる、散らばつてくるものをどうするかといふやうなこともありますので、私はやはりあらゆる方面から攻めていかなければならぬと思ひます。もちろん国民に對する啓蒙宣傳は必要でありましようし、それから取り締まりの強化も必要でありましようし、また社会環境もそういうことが起こらないやうに整備する、社会環境の改善ということも必要でございますし、地域活動の強化というやうなものも必要でありましようし、あらゆる面からこれをやらなければ、一つの方法でやりましても、麻薬禍というやうな社会悪は、かなり根が深いのでございます。あら

ゆる政策からこれを取り締まつていきたい、かように考へておりますし、またこの法律の制定を見ましたら、さらに患者の自後の問題等につきましてもいろいろやれるのでございますが、法律の通過いかにかわらず、ただいまいろいろその面につきまして専門家の意見を聞きましてやつておる最中でございますので、どうかひとつ麻薬禍を根絶するためにもいろいろなお知恵がありましたらならば、この機会でもなくとも、あらゆる機会に御教示願ひたいと思ひます。また今回の麻薬の予算の問題につきましても、実行予算になりますれば役所等だけでできません。この委員会の諸先生方にも、実行予算はこういうふうにしてつくりたいといふやうなことを、それ相當の皆さん方の代表の方々に御相談申し上げて、いかにして限られた予算の中でうまくやるかといふやうな方法も實際的に講じていきたい、かように考へておるのでございますから、どうぞ御教示のほどを賜りたいのでございます。

○竹内(壽)政府委員 今回の法案の大きなねらいの一つは罰則の強化ということにございまして、この罰則強化を機会にその趣旨が現実の事件に具体化して、なるほどということがわかるやうな檢察運営をいたしたいと思ひます。そういう意味におきまして、すでに今回の予算で認められました検事の増員、事務官の増員等も濃厚地区に配置いたしましたので、檢察官相互の間に科刑に大きな開きがないやうに調整をいたしますとともに、密着組織の究明、麻薬関係の実態調査というやうなことに檢察の主眼を置きまして、そして罰

則の強化の趣旨が現実の事件に重い手段をもつてできるような検査処置を講じてまいりたいと思ひます。同時に、検査だけでこの間の事態を明らかにするわけにはまいりませんので、関係行政庁の機関ともこれが緊密に連絡をいたしまして、この趣旨の実現を通じて一般国民の方々にも、罰則の強化の趣旨がわかりますように措置してまいりたいというふうに考えております。

○齋藤邦三委員長代理 島本虎三君
○島本委員 三十七年度の厚生白書の麻薬対策の中で、年間二千三百件の発生件数がある、それと八五%がヘロインの関係である、はつきりこう述べられてあるわけですが、半数以上が、組織を持たない船員や船客などによつて輸送される。これは厚生白書の三五ページにはつきり載っているわけですが、その方法として、この密輸の地点が横浜、大阪、神戸、こういうような貿易港からだんだんこれがほかのほうへそれてきた。こういうふうにはつきり言われているわけですが、これがそれとてきたということになりますと、これは裏日本関係やそのほかいろいろあるようにございすけれども、この問題については、一体どういうふうに入ってくるルートが変わつてきているのか。この点について明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○牛丸政府委員 ヘロインの密輸のルートは、従来香港ルートが一番主要なルートとされておつたわけですが、それが次第に、タイのバンコクあたりから直接船その他によつて搬入されるというふうなものが増え加わつてきておるわけでありす。それからこれはそれほど大きなものでも

ございませぬが、沖縄からの流入というものが一つの経路となつておりまゝす。最近の傾向といたしましては、韓国から日本海を通じて、あるいは玄海を通じて北九州というふうなルート、つまり韓国ルートというものが最近の傾向として新しく出てきておる。大体大きく分けますと、そういうふうに従来の香港ルートと、それからバンコクからのルート、それに沖縄、最近韓国からの搬入、そういうものが海外から来る経路としては大きな筋道ではないかと思ひます。

○島本委員 そういたしますと、ルートが、バンコクや今度は沖縄、韓国あたりのほうまでだいたひこのころ伸びてきた。そうすると、中央のほうで横浜、大阪、神戸を中心にしてやると、これが方々のほうへ逆に伸びる。裏日本というところのほうで、それから北海道では小樽、函館、稚内、向こうのほうまでずつと伸びるような傾向になつてきておるのじゃないか。ことにバンコクやシンガポール、こういうようなところになると、船だけではなしに、航空機によつてのいろいろな輸送路というものも新たにできて、そういうような状態になるのじゃないか。このルートの問題についてはもっと万全を期さなければならぬと思はれるわけですが、現在のところでは、大田開港場という指定されているルートの港は、どういうようなところをはつきり予定されておりますか。これははつきり私のほうも聞いておかないと、これからの質問にならないのです。

○牛丸政府委員 一番大きな搬入ルートは、従来神戸とか大阪、横浜などの港湾

でございすが、それがだんだんと最近はその以外の地域にまで来ておる。私も現在注目しておりますのは、戸畑とか八幡、若松という北九州地区、それに唐津、それから四日市、新居浜というふうな諸港が一つの注目すべき点でございす。それから裏日本もこれに当たるわけでございす。酒田なり新潟というふうな地区も注目すべき点ではないかと思ひます。特に韓国からのルートというものを考えますと、日本海その他の港というものも、これからは注目すべきところではないかというふうに考えております。

○島本委員 結局そういうふうにして著名な港のほうには手が届くことができる。署名でない港やわりあいに距離が遠くおる所かになるような、こういう傾向のある開港場、こういうようなところは、もうすでにやられておるおそれがあるのではないかと思はれるのです。あえて言うとならぬ、それからいふと、あつたようなところはもうすでに厚生白書にも載つておりますから、こういうようなところは、ほとんどの人は知つておられる。日本海を中心とした、いわゆる裏日本と言つておりますが、そういうようなそれぞれの開港場に対しては、十分それは浸透してゐるのです。ところが、それよりわりあいに遠いほうから現在入つてゐる傾向があるのではないかと思はれるけれども、そういうような点がないのかということですが、たとえば、これが北海道のほうまで行つて、向こうから逆輸入してきていくようなおそれは全然考えられないかどうか。最近のこの傾向から見ますと、急に散つたり出てきたり、これのルートがはつきりしないということになる

と、そういうおそれがあらわれてゐるのではないかとすることが心配ですが、当局はそういうふうなおそれは全然されておるまいか。

○牛丸政府委員 これは関係各省庁のほうの関係もございすが、私どもとしては、まだ少なくとも北海道までは、そういう複雑な連絡の経路を通じて搬入するということとは考えておりません。考えられないわけではございせんが、現実の問題としては現在ほとんどない。と申しますのは、大田需要地が東京、横浜を中心とする関東以西の地点でもございすし、国内において搬入するということも、またこれもなかなか危険を伴うわけではございせんが、われわれのいままで接した点においては、北海道にそういうような搬入された形勢は、いままでは見当らないわけでありす。

○島本委員 警察当局は来ておりますか。

○野田政府委員 麻薬の密輸ルートにつきましまして、厚生省のほうからも御説明がありまして、従来香港あるいはバンコク、あるいは韓国、あるいはインド、そういう方面から入つておつた。港にいたしましても、主として横浜、神戸が非常に大部分であつて、その他門司とか四日市とかいろいろございすけれども、これは非常に全体から言つて少なかつた。ただ最近の傾向として、従来の横浜、神戸等の主要なところ以外に、九州の方面その他に次第に陸揚げされつつあるという傾向があるわけでありす。ただこの密輸というものは、御承知のように非常に大きな小さいものであつて、外航船の船舶の乗り組み員が上陸するときに

こつそり持ち出すという程度のものでありますから、これを現実には密輸の段階で押さえるという事件が、ケースとして従来非常に少なかつた。そのために密輸の段階で押さえた、検査をした、そういう段階での取り調べ等を通じてわかつております件数というものは、数としては年々、多くて十数件、少ないときは七、八件という程度のものでありますので、その全貌というものを的確につかまえるということは非常に困難な情勢でございす。しかし御指摘のとおり、横浜、神戸等から離れた港で陸揚げされるという傾向もあるわけでありす。ただ横浜、神戸等は、出入する外航船の船舶の数が非常に多いといふだけでなしに、これはやはり古くからいふゆる中華街というふうな地域もあり、そこに外航船の乗り組み員と連絡のある人も長年住んでおる。そういうアジトがある。そういうところから陸揚げして、その卸元というふうなものに結びつきやすい。そういう形で今後も、主要陸揚げ地というのは単に港だけの問題でなしに、そういう国内におけるいふゆる卸元的な存在との結びつきというものを考えられるわけでありすから、重点は依然として神戸とか横浜とか、そういう港に目ぼしいものが上がつてくるということでは、今後もそう変わらないと思ひます。ただ、韓国のルートとかその他のルートで九州方面に上がつてくるというケースもふえてゐるわけでありすから、私どももいたしましては、そういう面で密輸の段階で容疑船舶というものがなるべく早くわかりますれば、その容疑船舶の寄航する港というものを連絡をして、容疑船舶の中で麻薬密輸入等に関

係のある客船船員というものが事前にある程度わかり得る限りは、そういう船員の上の地点にできるだけ早く手を打つというように努力をしておりましたが、何ぶんにも非常に秘匿しやすい、しかも微量な量のものでありますために、それらの機会の、ある程度信憑し得る情報なり資料を事前に入手するといふことが非常に困難でありますために、非常に広い地域にわたって、いかなる港から入ってくるかという点については困難に困難を重ねておるといふのが現状でございます。

○島本委員 あなたの方で、いまもういふにしか言えないかもしれませんが、もうすでに去年の十一月二十七日に、警察庁の調べとして寄港別、手口別、麻薬船船員の国籍別写真つきリスト、こういうようなものを手配するようになつて、もう終わっているはずなんです。そして麻薬が密輸される港、横浜、神戸、門司をはじめとして六十港も指定されておるはずだし、旅客を装ってくるような人、札つきの船員または札つきの船、こういうようなものもちゃんとつきまわつてあるように、昭和三十七年十一月二十七日に発表されております。いまこれからきめる段階ではなからうと思うのです、こういうようなのはこれからなん

でございますか。

○野田政府委員 従来わかつておりますものは、当然わかつておる段階でそれぞれ手当てをしておるわけですから、でも、しかしいままでわかつておる、あるいは過去にそういう前歴のある者だけが来るわけではないのであります。したがって、私もであらうかじめ、客船船員として過去においてそ

いう犯罪に關係のあつた事件等を通してわかつておるものにつきましては、それらの船の入る港、入る時期等を非常に注意して視察をしておるわけでございますが、しかし今後ともそういう船は、いまのようにこの船があぶない、いつもマークされているといふこととならば別の船に乗ってくるに違ひない、この人間があぶないといふことになれば別の人間が持ち込むといふことはあり得るわけでありまして、これらの点につきましては、常時非常に注意して捜査を続けていかなければならぬ、そういう意味で申し上げたのであります。

○島本委員 次に、いまのような状態で掲げる港や場所が移動するといふことは、やはり取り締まりのルートに完全には知るためによく確かめておかなければいけないのじゃないか。船だけではないと思ひます。これは昭和二十六年以来違反件数一万七千五百件、二万二千四百人にのぼる、この密輸事件が八十六件、八十九人というのはそれだけ調べがあるわけではございませんけれども、輸送方法は、八十一件が船舶、五件が航空機で、この船舶の中には軍用艦船が三、航空機の中には軍用機が三となつておるわけですね。そうすると船舶の軍用艦船、航空機の軍用機といふようなものに対しては、まさに野放しになつておるのじゃないかと思はれるのです。こういうようにルートをえもはつきりしておるのです。そしてもうあがつておる船の隻数さえもはつきりしておるのです。こうなりますと、軍用機、それから大使館関係のこ

ういふようなものに対しては、特段野放しになつておるような状態を何とか

しなければならぬのではないかと思ふのです。警察当局は、こういうようなものに対してははつきりした手を打つておられますか。

○野田政府委員 まあはつきりしてはいるといふことが一つの問題なんではございますが、現実には、犯罪といふものはそう容易につかみやすい形のものではないのでございます。またこの麻薬の密輸ルート等につきましても、おおよそのことはわかるし、また被疑者の取り調べの供述等を主としておるわけでございますから、中には供述自体が多少の食い違いもあるといふことも考えられますので、今後ともこの麻薬ルートの解明につきましても最善の努力をしまつてまいりたいと思ひます。ただ麻薬のルートの解明が決して容易なものではないといふことは、これは申し上げるまでもないと思ひますが、つけ加えておきたいと思ひます。

なお、軍用機等につきましては、それぞれ、たとえば基地の司令部等におきましても軍の捜査機関もございまして、そういう軍の捜査機関と警察との間に絶えず連絡をし、捜査の協力もいたしておりまして、この密輸関係の外航船舶あるいは飛行機等に入ってくる情報のうちのかんりの部分は、そういう方面からの協力情報等によつて得ておるといふ現状でございます。私もといたしましては、国内の麻薬取り締まり関係機関の協力を密にすると同様に、国際的な取り締まり関係機関との情報連絡、資料の交換等につきましても一そうの努力をして、彼此相総合して麻薬取り締まりの成果をあげるようにつとめてまいりたいと考えております。

○島本委員 いまのような点がわりあ

い手薄になつておる。そのほかに観光客が航空ルートで入ってくる場合には、ほとんどこういうようなのが野放しのように入つてきているのではないかと。一たんそこから国内に散る場合には、もう九州にも北海道にも散りますから、そうなたつた場合にはいよいよこれはほんどうくさいようなことになるのじゃないか、こういうふうな思われ

ますが、航空機で入ってくる観光客、こういうものはあらゆる点を予想してやるのであれば、特定の国や外国人であるといふことで、そういうような場合は特に大目に見るということが、そもその間違ひになるおそれがないか、こういうふうにも考えられるのですが、いまのような軍用機の問題、それから大使館の関係の問題並びに観光客の航空機利用の人、こういうようなところにも大きい穴があいておるのじゃないか、こういうふうな思われるわけですね。そして船だけをねらつて、水ぎわ作戦なんてりつぱな作戦を立てても入ってくる。完全に港のルートを変更してしまえば入れる。そして散つてしまえば、いよいよもつて警察は愚弄されるような結果になつてしまふ。こういうようなことでは困ります。この点はもうひとつと強力な体制を立てていかないとはいけません。私はこれに對してもう少し突っ込みたいと思ひますが、いまのような考え方からして、この次にちょっと私は具体的に質問していきます。よく考えておいてもらいたいです。いまの三つのルートの問題と取り締まりの関係、これはこの次やります。いま約十分間くらい中断しますから、その間に

よく考えておいてください。

○大原委員 関連をいたしまして。大蔵大臣には税関のこともありますし、それからこれは非常に超党派的な議論で、来年のオリンピックを控えまして国際的な関心もあることで、日本が麻薬の天国だといふふうにいわれているわけですから、そういうことから、特に機運が熟したときに徹底的な施策をやる。予算は相当増大いたしておりますが、しかしこの予算の編成や、あるいは将来の運営においてやはり重大な問題がたくさんあることは、審議の過程でわかつておりました。したがってそういう問題は、全体を通じて大蔵大臣は一つよく聞いておいてもらつて

聞いてもらつただけでも非常に策になると思ふのですが、それはともかくといたしまして、時間に限定があることですから、いまも島本委員からお話があらつたことは、いろいろとよくお聞きになつていただきたいと思ふので

ところで押えるという実績がないわけ
です。客観的に見てみましても税関で
は実績があつておらぬわけですよ、
麻薬を押えるのに。税関の役人の方々
が麻薬の患者たちと一緒になっている
とは言いませぬけれども、実績があ
がつていないわけですよ。これは税関で、
たとえば香港なんかの例を聞いてみま
すと、香港では、酒を密造したり、
いろいろそういう専売品あるいは香港
政府が監督しているそういうところ
に、税金の問題とかからめていつて捜査
している。それが主軸になつていよう
ですけれども、日本では一つは税関
でしよう。税関はほとんど効果をあげ
ていないわけですよ。これは大体どうい
うところに原因があるのかということ
を究明しないとだめなんです。何かこ
れについての御意見ありますか。

○田中中国務大臣 厚生大臣がおられま
せんが、大蔵省も麻薬対策に対して等
閑に付しておるのではない、また、皆さ
んの意見と同じように、相当積極的
に麻薬対策を考えておるということに
きまして、いままで考えておることを
あらまし、簡略に申し上げて、それか
ら……（「新潟もそうだな」と呼ぶ者
あり）新潟なんというそういう特定な
問題ではなく、政府としての麻薬対策
の基本的な考え方を申し上げて、そ
れから具体的に税関の問題を申し上げ
ます。

先ほどから御発言がございませう
に、日本は麻薬天国であるといわれて
おります。またその反面、日本の税関
は一番めんどくさくやつておるけれ
ども、実効はあがらない、こういうこ
ともあります。特に青少年、婦人対策と
しても、麻薬禍が非常に大きく広が

つつある。一説によれば、年間に持ち
込まれる量は千億にもなる、こういう
ことでありますので、こういう問題は
一省の問題というのでなくして、政府
自体が強力な対策を立てなければいか
ぬということ、麻薬関係閣僚会議を
設置しまして、随時各省の意見を取り
まとめつつ対策を立てておるわけでご
ざいます。

麻薬の問題は非常にむずかしい問題
であります。厚生、大蔵、運輸、法
務、警察、行管というような、これに
関連する各機関は一体になつて、麻薬
対策の樹立ということをはかつておる
わけでございます。また自由民主党に
も麻薬対策特別委員会をつくつており
まして、相当具体的な問題を提起せら
れておるわけでございます。

それで、いままで考えましたのは密
輸の捕提——麻薬も含めてでございます
が、どうも人員の増加もさること
でございますが、密輸というものを捕提
するのどうすればいいのかというこ
とを根本的に解決するために、入
ってくるものの何百分の一しか捕提でき
ないという実情にかんがみて、新しい
観点から外地に駐在取締官等を置きま
して、いわゆる日本に来る前にこうい
うものを捕提しようということが最も
合理的であらうということで、これら
の制度に対しては検討いたしております。

それから税関等の問題で、具体的に
つかまるといふ問題は、大体情報があ
るもの以外はつかまっておらぬので
あります。でありますから、情報を
キャッチするために、国際的なこれら
の機関との緊密な連絡はからなければ
いかぬということで、まず日本向け

の航空機や船舶や人の手に渡らない
ちにつかまえる、こういうことがより
合理的だといふような考え方もいたし
ておるわけでございます。

それから交通警察官一万人の増員に
つきまして、この中でまかなうという
ような考え方もあったのですが、麻薬
の重要性にかんがみまして、千人の要
求がございましたが、さしあたり五百
人の増員をはかったわけでございます。

それから、麻薬中毒患者の収容施設
をどうするかという問題についても、
厚生省その他、これらの問題に對して
権威のある方々の意見を聞きながら、
将来恒久的な方向を定めてまいりたい
ということを考えております。

それから麻薬犯罪人の収容施設を
——まず麻薬犯罪人というやうなもの
から隔離をして、いわゆる更生をして
再びこれらの災いの中に入らないよう
に、職業指導その他更生の施設をどう
すればいいのかという問題も検討いた
しております。

将来に非常に大きな災いを持つもので
あるという、いわゆる国民、青少年、
婦人等に対しても、麻薬禍というもの
をもつと根本的にPRをしたりして、
国民自体が麻薬禍から立ち上がって
いけるような組織や、また方法も検討しな
ければならないと考えております。

機構の整備統一等は、行管を中心
していろいろ意見の調整を行なつて
おるわけでございます。先ほどの政府
側答弁にございましたとおり、福岡そ
の他、いままでの横浜、神戸というよ
うなものではなく、新しい地点におけ
る麻薬の持ち込みという問題もありま
すので、特に北九州につきましては、
一万人の増員中千人を北九州、いわゆ
る福岡地区に増員をするというやうな
方針を政府では決定をいたしておるわ
けでございます。これは福岡地区の警
察官の数が非常にほかの都市に比べて
少ないということもございしますが、麻
薬に對してもこのやうな考え方をし
ておるわけでございます。でありますか
ら、政府もまた、特に大蔵省は、いま
まで予算さえ削ればいいのだというよ
うな考えではなく、麻薬に對しては一
体になりながら、そういうことを進め
てまいりたいという基本的な考えでご
ざいます。

それから先ほど申されたとおり、大
蔵省の所管であります税関につきまし
てはいろいろ問題もございしますが、
麻薬という問題に對してはひとつ重点
的な捜査捕提を行なわなければならぬ
ということ、先ほども申し上げたと
おり警察官及び麻薬取締官、また税関
の職員等も、関西や東京や神戸や横浜
というところではなく、先ほどルートの
話が出ましたが、ルートもおおむね明

らかになつておりますし、そういう地
区に對して海外駐在員制度を増強して
まいろうというやうなことをやつてお
るわけでございます。

なお、その他いろいろ問題につい
ても検討いたしておるものでございま
すので、御質問があれば順次お答えを
いたします。

○大原委員 大蔵大臣は税金を取る立
場にあるわけですが、そういう立場か
ら考えましても、いま一千億円と言わ
れましたけれども、結局税金を取らな
いのが七百億円とか八百億円日本の
金が外国へ出ていくわけですよ。だから
これは少々予算を使ひましても、国民
経済全体から見ましたら、決して六
億、七億で足りているというやうな話
でないと思ひます。それで、ここで議
論になりました点で聞いてもらいたい
点を申し上げますと、結局、日本へ持
ち込んだ場合には商売にならぬという
ことを徹底徹底すれば持ち込まないわ
けですけれども、しかしながらいろいろ
ろな抜け穴がたくさんございまして、
万般のやうな総合的な施策が欠けて
おるといふ点と、それから施策と施策
との間において、やはり情報収集等に
おきましても各分野、各機関に分かれ
ておつて、そのため機動的に、有効に
情報がキャッチされないで実効があ
がらないという面もあるわけございま
す。したがって、税関で効力をあげよ
うとしても、結局税関で取り押さえるこ
とができないのはなぜかといひます
と、全部の荷物を厳重にやつたところ
でこれはだめで、結局は情報面的に確
にキャッチして、個別的にねらつてい
って、科学的に捜査する以外にないわけ
です。ガイガー計数器みたいに科学的

話が出ましたが、ルートもおおむね明
らかになつておりますし、そういう地
区に對して海外駐在員制度を増強して
まいろうというやうなことをやつてお
るわけでございます。

題だと思う。その一つは税関との関係で、税関の方面にはいまのように協力体制をしいていく。協力体制をしてもどうしてもできないような法的な盲点があるのかないのか、あるならば、それに對する是正を考えなければいけないじゃないか、こういうふうに思うわけです。それで大阪空港のほうにそういう情報が入って、全部新聞社のほうでは手配をしてわかつている。その人は一時間ほどおくれてその空港にのりた。持ちものはりっぱなばんを持てやってきた。手統上いろいろ調べるのは口頭でやる程度であって、すぐそのまま通って車で帰った。それが怪しいということで、警察のほうで手を入れたときには、そういうようなものは全然なくなっておったときであつた、こういうような盲点はどうするんだ、こういうようなことも言われているのです。そういうような点をそのままにしておいて別な船のほうのルートだけ幾ら取り締まっても、やはりしり抜けになるおそれがありはせぬか。こういうような点に對しては、一般外人観光団を装ってくるものに對しては現在のよな状態でいいのか悪いのか。それから軍事関係の、いま大原委員が言つたようなものに對しては、もつともつとそういうような話し合いができるはずですよ。できないということならもつと考へてもらわなければいけません。が、人道的な立場からできるはずですよ。軍事上の秘密なんて言つたときには、まさに安保条約を廃棄してもいいのじゃないかと思うのですけれども、そんなことは言いますまい。おそらくもつと手を加えたならば、こういうことはできるはずじゃないか。軍用機を

利用したり、航空機を利用して入ってくる場合、こういうふうな場合の一つのやり方というものは、税関を通してくる場合でも全然抜け穴がないのかあるのか、そういうふうなものに対してどういうような今後の取り締まりの処置をとらうとおられるのか、これは警察当局にはつきりしたお考えを承りたいと思います。

○野田政府委員 犯罪者を的確に捕捉するということは、それ自体非常に困難な問題であります。いままでお話しもございましたとおり、できるだけ的確な具体的な情報を集めるということができないと、飛行機の場合におきましても船の場合におきましても、年間何十万という人が来るわけであり、その一つ一つ、全部根こそぎ捜索するというのは実際上できない問題であります。したがって、何とか申しまして容疑船舶、容疑の飛行機あるいは容疑のある人物、そういうものについてできるだけ国際的、国内的に關係各機関の情報を収集して、それをするだけ迅速に的確に連絡していく、そういう具体的な犯罪の容疑に基づけば逮捕令状も出せますし、捜索も念入りにできるわけでございますから、何と申しましてそういう事実上の活動というものを強化していくというのが先決問題であらうと思うのです。そういう面におきまして、先ほど申しましたとおり、国なら国のほうの情報機関、あるいは外国なら外国の情報機関——先般来香港あるいはパナマ等に駐在員を派遣しておりますのも、駐在員が自分で情報を取るといっただけではなくて、駐在地の警察あるいは税関、その他麻薬捜査をやっております。

まず關係機関とその駐在官とが常時緊密な連絡をして、それぞれの国の捜査機関で得た情報、資料を迅速に日本に送ってくれるということ、日本の得ました情報、資料等を駐在官を通して外国の取り締まり機関に渡すというようになると、國際間の警察、國際間の取り締まり機構の協力關係を確立していく役割が現在の駐在官のおもな役割だと思ふのです。これが陣容がますます強化され、さらに民間情報等も得られるという段階になればもちろんいいわけでございますが、さしあたり國際的な取り締まり機関との間にそういう協力關係を確立して、そうしてできるだけ船あるいは飛行機が入る前に、その容疑のものをできるだけ具体的に特定して、それに集中的に捜査が伸びていくということに持っていきたいということを考えているわけでございます。

○島本委員 いま提案中の麻薬取締法等の一部を改正する法律案が両院を通過してしまつたことは、これを管掌する大臣は総務長官なんですか、厚生大臣なんですか、どちらですか。

○西村國務大臣 厚生大臣でございます。

○島本委員 そうすると麻薬取締本部の部長はどつちになるわけですか。

○西村國務大臣 推進本部の部長は総務長官でございます。

○島本委員 その推進本部の部長が総務長官であるというふうになります。場合には、いま警察当局のほうからいろいろ御答弁がございましたが、やはり厚生大臣とともに、一番大事な点は、ルートの摘発であり、各國間の協力ではないか。そういうふうな場合に、それから漏れるものには軍用機があるし、軍用艦船がある。こういうふうな場合には、取り締まりのために、やはり長官あたりはこれに対しては重大な一つの方針をお立てにならないとだめじゃないかと思うのです。過去の例によりまして、入ってきたルートの中にはやはり航空機、軍用機が三つほどあつておるようです。それから軍用艦船もはつきりあつておるようです。あがつておる以上、そこを通過してきた事実には相違ないわけですから、今後もあり得ると思うのです。こういうような点を十分考えておかないといけないのじゃないか。警察当局あたりもここに手が出ないようです。これを担当になられる長官は、こういう軍用關係の艦船並びに航空機に対する取り締まりをはたしてどのように考えられますか。

○德安政府委員 私のほうの仕事は、各省間の調整が主たるものでございまして、したがって取り締まりに關しまして、各省で場合によつてはなわ張り争ひもありまして、あるいは混淆するようなものもありまして、そういうようなものをできるだけそういうことのないように調整をし、そうしてその両者の關係を緊密にしなから能率をあげていくというふうな形において努力するわけでございます。したがって、ただいまの問題等につきましては、私も、いま御答弁を求められましても、はたしてそれがこの役所であるという処置をとることが適切であるかということにつきまして専門的な知識を持つておりませんから、これからすぐ調査いたしましたして、どの機関がその問題に携わつてどういう処置をとるべきかということにつきまして、もし足らざる点があれば私のほうでこれを調整しましたり、あるいは話し合いをさせる仲介の機関になりましたり、万全の策をとりたいと思ひますが、軍用機の問題につきましては、実はいますぐ答弁するだけの知識を持つておりませんから、しばらくお待ち願ひしたいと思います。

○島本委員 このデータは去年の十月二十八日ごろ集計になつてゐるデータでございます。去年からことしにかけては、もつとこのデータよりふえてゐると思ひます。これだけでは古いデータですが、古くてもはつきりした根拠によるものですか、これを使ひました。これはやはり十分調べておかないと、ほんとうに、アリのはい出るすき間があつても堤防を破壊されるような結果になりますので、その点は十分考えないといけないと思ひます。これをこれから考えるのじゃ少しおそいのじゃないかとさへ思ふほどですから、この点は長官十分措置してもらいたいと思ひます。厚生大臣もこういう点については、厚生大臣のほうでもはつきりした対策をいままでお立てになつておらなかつたわけですか。

○西村國務大臣 御承知のように、いままでの密輸入は船舶であつたのでございまして、これがだんだん船舶のほうの強化をしてくれば、いろいろな輸送機関にたよつてくるのは當然でございまして、したがって、今後われわれの取り締まりが強化すればするほど、形を変えていろいろ行なわれらると思ふのでありまして、いまその点

について、これまでどういふことを強化したということは特にありませんけれども、今後は十分注意をいたしていきたい、かように考えておる次第でございまして。

○島本委員 この問題についてはこれで終わります。時間の關係で次のほうへ進みます。

なお、どうしてこれをやつて心配なのか。法をすぐ実施させるためには、これは罰則の問題を含めて、強力な体制で臨まなければならないわけでございます。その場合に、体制だけは強力に整つても、その上をいくルートやそういうようなしり抜けの問題をかかえた対策はどみじめなものはないわけでございますから、そういうような意味で心配なんです。つい二、三日前の新聞でさえも、患者二十四万人が雲隠れしてしまつて、はたしてこれが手口を変えているのか、どういふような状態になつたのか一切わからないという報道なんです。そうするとルートでさえも、現在北九州や神戸、大阪、東京、横浜、こういうところを中心にしてやつても、それを強化されるとほかへ散りますから、現在のような航空機を利用するようになった場合には、北海道に持つていつてもその日のうちにここに來るのですから、この手口やルートは十分にやつていかないと、こういうふうなおそれが今後十分考えられるわけでありまして、患者二十四万人が雲隠れした、こういうふうなことになるかと、私としてはほんとうに心配でしようがないわけですが、これは手口を変えてきたのか、ほんとうに患者がいなくなつたのか、今後の対策上重要だと思ふのです。他の人もこれは心配

で麻薬の問題と関連してその辺まで十分お調べになってございましたか。ご

ございましたらその辺の報告を願いたいと思ひます。

○野田政府委員 麻薬の害が青少年に及ぶという事は、御指摘のとおり重大な問題であります。幸い現在のところでは、二十歳未満の青少年が麻薬中毒になつてゐるという例は、そう大きい数字ではございません。年々ふえてゐるという傾向もございません。ただ中毒にはならないまでも、いわゆる少量のものを遊びで使うということになりますと、これはだんだん中毒になるわけでありまして、中毒者が少ないからといって別に油断はできない問題である。そういう面で、少年の非行を醸成するいわゆる不良環境、そういうものにつきましても私どものほうといたしましては注意をいたしておりますが、これは青少年の健全な育成をはかるという面での関係各機関と十分に協力をいたしまして、警察といたしましても、それが犯罪につながるというような面につきましてもできるだけ早くこれを発見し、早く処置するといふ面で施策を進めてゐるわけでござい

ます。

なお、お話の中にありました深夜喫茶とかその他につきましては、十八歳未満の少年の立ち入りを禁止するといふような条項もございしますが、それらの順守事項に違反して営業をするといふことにつきましては、そういう観点からの取り締まりも強化してゐるわけでござい

ます。

○島本委員 いろいろいままで報告されたもの、質疑応答に対する答弁や厚生白書等によりまして私いろいろ調べてみました。その中でも、この媒介をしてゐる暴力団関係ですが、この暴力

団関係は、いままで幾つほど、はつきりこれを仲介する暴力団としてのお調べがありますか、これをちょっと御発表願ひたいと思ひます。

○野田政府委員 三十七年度、昨年に検査いたしました中で申しますと、麻薬暴力団として検査いたしましたもの百四十団体、検査人員は九百二十九人

でございます。その前年の三十六年度におきましては百十四団体、六百八十二人を検査いたしております。

○島本委員 それに対する対策は完全にやっておりますか。

○野田政府委員 この対策を、現在関係の府県と協力いたしまして、着々進めておるわけでござい

ます。

○島本委員 特別監視班ですが、いろいろこういうものをつくつてそれぞれ監視してゐるはずですが、このデータがだんだんふえてきてゐるのです。やればやるほどふえてきてゐるという、これはどういふことになりますか。

○野田政府委員 暴力団あるいは暴力団構成員といふのは、検査をしなればわからない数字でござい

ます。したがって、その検査件数がふえていきま

す。と当然ふえてくる。要するに、従来検査をされないままにしておつたものが、次第に検査されるに従つて検査数字としてあがってくる。つまり検査すればするほど暴力団がふえてくるのではなくて、従来検査されな

いままのものが、取り締まりの強化によつてこれが検査されてきたといふふうにも考えられると思ふので

す。

○島本委員 そうすると、いままでは暴力団の関係は全然やつていなかったといふことですか。

○野田政府委員 暴力団そのものにつ

きまして、たとえば暴力団犯罪といふのは、この数年の検査状況を見ますと

全国で約七万件余り、人員で五万二千

人ほど検査しております。警察の暴力

団の資料によりますと、約五千団体、

十六万二千二人ぐらゐの構成員がある。

この暴力団につきましても、犯罪捜査

は、暴行、傷害、脅迫、恐喝あるいはそ

の他いろいろな賭博とか、いろいろな

面で暴力団を長年検査してゐるわけで

ござい

ますが、ただその暴力団の一部が麻薬に手を出した。麻薬に手を出している暴力団を麻薬取締法という観点から検査をいたしましたが、先ほど申し上げた数字でござい

ます。これはやはり暴力団による密売組織が、最近では比較的組織的に伸びつつあるとい

う面もござい

ますが、三十六年から三十七年にかけて団体数あるいは検査数

がふえたといふのは、これは団体その

ものがふえたといふだけではなくて、

一面からいへば、検査したためにそう

いふ実態が明確になつてきたという一

面もあるうといふことを申し上げたわ

けでござい

ます。

○島本委員 単なる暴力団ではなく

て、麻薬暴力団といわれる、いわゆる

麻薬をあっせんし、仲介するやうな、

こういう要素を持つてゐるというこ

とがわかつてゐる手を入れた結果が、いま申されましたように百四十団

体、こういうやうな検査になつてあら

われた。そうすると、警察の機能で

は、いままではこういうやうなことを

やつてゐることを知らなかつた、した

うことになるわけですか。前年度ま

での数字が少な過ぎるから、これを

ちよつと念のために聞いておきます。

○野田政府委員 麻薬の犯罪の検査が

昭和三十二年ごろから約一千件、一千

二、三百人ぐらゐになつてまいりまし

て、三十三年が約千六百、三十四年

が千七百、三十五年が二千五百、三

十六年が二千二百、三十七年が二千

六百といふうちに、年々全体の検査件数といふものがふえてきたわけでござい

ます。そういう意味で、麻薬犯罪といふものに對する取り締まりが年々強化されてきたといふことが言えると思ひま

すが、あるいはこの検査件数といふのは、いろいろお話がありますとおり

見ますとまだ非常に少ない。警察とし

ては、こういう状態をもつと徹底的に

検査していく体制を整へたい、こうい

う取り締まりを強化していきたい、こ

ういうことを現在考えてゐるわけで

ござい

ます。その点は、単なる検査だけで

麻薬密売に従事してゐる団体等の捜査

といふものは、徹底的に進めてまい

たいと思つております。

○島本委員 やはりそこも大事なこと

なるんです。これから一生懸命やつて

をただ単にふやしても――おそらく

います。

○島本委員　私はいまのような状態で

す。

けれども、特に麻薬取り扱ひ者の多い地区にそういう者を配置いたしまして、どうして管理の適正に資して、きたい。しかしこれは麻薬取締員だけじゃなくして、府県には一般的な薬事監視員という者もごさいますので、麻薬も正規麻薬におきましては医薬品とします。

なお、これはいままでと逆戻りするようですけれども、麻薬中毒患者に対処する具体的な方法とすると、いまは強硬な措置入院ですか、これだけしか考えておやりませんが、他に何か適當な方法がございましたらお教えを願いたいと思います。

ます。

ての面がございますので、麻薬取締員の取り締まりと監督指導のほかに、薬事監視員の手もかりることができるようでございますから、そういう薬事監視員と麻薬取締員の双方の活動によって、正規麻薬の適正な管理、監督についてはこれからも十分注意していきたい、かように考えております。

○牛丸政府委員　中毒患者の対策の關係におきましては、一般の医療担当者なりそういう麻薬の施用者といえますが、そういう者が自分の患者として麻薬中毒患者を発見した場合には通告をしまして、そして時を移さずそういう者に対する対策を講ずるということを考えておるわけでございます。しかし中毒患者

ておるわけでございます。しかし中毒

○島本委員 それはわかった。問題は人員配置、要員の不足のためにいま言ったようなことができないような心配はないのか、せっかくここに両大臣がいるのですから、これは好意あるあなたに対する督促質問です。何を遠慮するのです、はっきり言いなさい。

の治療としては、今度の法律改正の中の主要な点になっております強制入院の制度を設けた、それから同時に、今度の改正規定の中にも入っております麻薬中毒患者の相談の職員というものを配備しておるわけでございます。これは三十八年の今度の法律の改正によ

れは三十八年の今度の法律の改正によ

○牛乳政府委員 いま激励を受けましてあれであります、私どもとしてはそれが十分——絶対に十分かと言われましたら人員はまだほしいわけでございますが、三十八年度増員も見たわけでございますし、とりあえずは現在の職員で十分な監督指導をやっていくたい、かように考えておるわけでございます。

るわけではなくて、一昨年からそういう制度を予算的に設けておるわけでございますが、これは現在までは中毒患者の入院についてのいろいろな相談にあずかる、そして治療をしたい、あるいは治療を必要とするというような者に対して、いわばケース、ケースによつて相談をしていって、中毒患者の

よって相談をしいって、中毒患者の

相談相手になっていくというような職員を、現在までは大体麻栗濃原の府県民に置いておきます。八府県にそういう者を配置してやるわけでありまして、これは本年度においては百九十二名の予算定員であります。今度の強制入院の制度ができますと、退院後におきまして、いわゆる社会復帰についてのいろいろな相談の仕事もそういう方々に行っていく、そういうふうな制度をこの強制制度のほかに考えておるわけでありまして。

の他、艱といわれるあの八〇%ほどを占めておる、そういうパーセンテージの中にあるような人たちですから、特殊技能もない。そういたしますと、退院後再び何かしようとする、もう一回悪の世界に立ち戻ってくる、こういうようなおそれが十分あるわけです。こういうようなことに対しては防止策を完全にしておいて、このアフターケアを十分考えておいてやらないといけないのだ。順序からいけばそういうふうになるわけでしょう。ところが、ただ単

職業補導的な一つのセンターというふうなものをつくってはどうかという御意見も拝聴したわけであります。しかし、この点につきましては、再三引用するようにございますが、アメリカのそういう国立の収容施設においてそういうふうな制度をとっておる、それにもかかわらず八〇％なり七五％は、再びもとに戻るといふようなことも聞いております。したがって、ただいま御指摘のように、再び中毒者になったりするといふようなことがなくて、一人

○島本委員　それで完全にいくとはまだまだ考えておらないと思いますが、それにつきましても、退院後の措置と、いうものは単なる相談、こういうようなことだけではだめだ。ことに六カ月ほど治療の後社会復帰させるのでも、現在のところは職安にゆだねられているわけであります。しかしそれだけではなく、その後の監視もしてやらぬといけない。こういうような状態だとすると、もつともつと――情勢分析は甘くしてはだめだと思う。せっかく私どものほうでは、これは満場一致で通るでしょう。強力にやるでしょう。そして中野委員のいままでの努力は実を結ぶでしょう。そうやってきた場合にはそういうような少しでも危惧されるような点を残しておきたくない。この麻薬中毒患者というものは、いわゆる転落階層であって、まともな職業につ

なるフターケアを考えておるといってもおらないといつても、この場当たり的な名目だけだったら、これは単に循環をさせるにすぎないもので、行つて出てきて行つて出てきて、こういうようなことではどうにもなりません。ここをもっと血の通うような考え方をここに注入してやらぬとだめだと思ひます。そこが一番大事なんじゃないかと私どもも考えておるわけです。それでもアフターケアについて、現在皆さんのほうで、せっかく両大臣がおられますから、こういうふうにしたほうがいいのだというような考えも当然あるだろうと思う。予算も伴わない、それに人員も伴わない、また国民的な機構を動かすための一つの組織もできない、いろいろあるのじゃないかと思ひます。アフターケアについてはどう考へておりますか。

の患者が一ぺん退院をいたしましたならば、そこからもうりっぱに社会に復帰できるような道を講ずるにはどういふ制度、やり方が一番いいかということは、私どもも、いま直ちにこういうのがいいというような自信を持ってお答えできる考えは持つていないわけでありますが、この点につきましては、とりあえずは相談員の活動に期待をする。しかしそれと並行いたしましたて、各国のそういう例なりあるに日本の現状に即して、最も適当な方策はいかなるものがあるかということを早急に検討して、新しい施策として予算なりそういう制度的にもお願い申し上げたい、かように考えておるわけでございます。

○品本委員　よくわかつているのです。だけれども、結局はアフターケアが徹底的に行なわれなければ、や

けることが前提にならない人が多いわけです。そうなつてまいりますと、これは心身ともに破壊されておるし、おそらく生活もすさんでおるし、相談に乗つてもらうほうの人が困惑するような状態の人が多いのじゃないか。そうかといつて技能があるか、おそらくそ

○牛久政府委員 患者の退院後の社会復帰に至るまでの措置、これは昨日なりあるいは前々会においても御指摘を受けた点でございしますが、私どもも、いまの相談員の制度によってこれで十分だというふうには考えていない。また当委員会において、そういういわば

やはり悪循環、病院の間を行ったり来たりするにすぎないことになる。これやららないとどうにもならぬ。これから考えるんじやおそい。おそいけれども考えないよりいいですから、今回この法律の通るのを機会にして、ひとつ大いにやってみてほしいと思うのです。

これでひとつ生活の補導、職業指導、完全に技能をつけてやる、こういうふうなことはつきりした手をこの際抜本的に考えてみたらどうか。そういうふうな悪の道へ落ちた人、これはあえて言うに社会的な敗残者なんです。かわいそうの人だ。このかわいそうな人を最もいい人に仕上げてやったならば、国としてもいいわけですね。まさに池田さんの言う人づくりになるでしょう。こういうような人を、シンガポールあたりでやっているそうですが、解毒島というのですか、そういう島へ収容して、そこで社会復帰させるまでの間に完全な技能をつけて出す。もちろんそういう場合にはそこを保持していつてそういうような人に現在必要な技能を十分習得させて、その島から誇り高き男にして出してよとしたらよいでしょう。そういうようなところまで、いまこの法律をつくるのを機会にして十分やったならば、まさに麻薬天国は逆の意味のほんとうの天国になるのですから、そういうようなことも十分考えるべきじゃないかと思うのです。先進国の例をとってみるならば、こういうようなことをやっているところだってある。あるとすると、せつかくこういうふうなやつでも、不完全な状態にして、麻薬病院の間を循環するようにして行ったり来たりしているようなことをぶつた切るために、こういうようなところで完全に弱い性格をためて、不足している技能も与えて、そして社会的な誇りを持って出られるようにしてやって——おそらくこれは神の道かもしれないですね、そういうふうにして完全にして出して生活を安定させてやるために、この際この法律とあわせて、

行政措置をする皆さんのほうで考えられたらどうか。おそらくこれは否定されるような人はおらぬと思う。どこか特定の場所、瀬戸内海だって島がたくさんありますから、風光明媚なところに行つてゆつくりなおして十分の技能を身につけて、そして現在の状態では、高度経済成長政策をやるためにいろいろ特殊技能者も必要でございまして、うから、現場へ持つていってすぐ使えるようにすると、麻薬病院の間を行ったり来たりするようなことはなくなる。その辺まで考えてやる必要が現在あるんじゃないか。なぜ考えないのですか。

○西村国務大臣 これはちょっと政府委員じゃ無理でございまして、私が答えます。これは御説のように、寄り寄りずつとこの問題が起りましてから相談はしておるのです。いろいろアフターケア、事後の問題をいかにするかということとは、この役所の中でも相談をしておるのですが、一言で言えなかなかない方法がないというわけですね。しかし肝心かなめのところなんです。これらの犯罪を犯す人は、個人的に申せば性格的に、あるいは階級的に申せば低所得者、特殊な環境の人が多いわけでありまして、それらの人を善導するということが、いままでも既設の職業訓練機関その他の方法でやれるか、あるいは特殊なものをつくらなければならないかというようなことは、今後の問題として重要でございまして、したがって御説ももっともでございまして。しかし端的に申しまして、この法律の通過とともに、今年度予算でこういうことをやるのだというだけのことではまだできておりませんが、や

はり家庭に帰して、そうして相談員でやる、同時に、いい方法があったらひとつ考えようじゃないかということ、は、厚生省といたしましては政府といひまして、真剣に考えなければならぬ問題でございまして、十分御説も拝聴いたしまして今後とも善処したい、かように考えておる次第であります。

○島本委員 幸いにちょうどここに先ほど大蔵大臣も参りまして、大蔵省でも麻薬対策のための予算措置は十分考へておるし、今後その点につきましては、私どものほうでは十分対処するのだということを、ここで大蔵さんや私に答弁したばかりなんです。その点等につきましては、やはり行き渡るような対策をすぐ講ずべきだと思つておる。そうではないと、こういうようなのが同じような悪循環を繰り返すということがいままでも弊害としてはつきり出ておりますから、それをここに断ち切らなければいけない。断ち切るための法律なんだから、その法律を実施する主目的は、やはりいま言ったアフターケアにある。アフターケアに集中するとすると、いままでもおなじみの職業訓練や、職業安機を通じたただあつて出してやるという程度では心配だから、いまのようにして特別の島なり場所なり、まあ場所よりは島のほうがいいでしょうから、そういうところに行つてなおしたほかにちゃんとした技能もつけて帰れるようにして、それ以外の方法だつてあるわけですか、最悪の場合その辺まで考へてやうい、こういうようなところまで厚生当局は十分考へて措置してもらいたい、

こういうふうな思ふわけです。幸いにして予算のほうでも今日十分準備があると先ほど言つておりましたが、厚生大臣は一段と腰を高くして、今度は大いに折衝してこれを成就されるように心から望んでやみません。

それと同時に、若い人がこれに入つてくるのは、先ほど聞いたように、その原因と動機が好奇心と誘惑だということです。好奇心と誘惑でそつちじりじりとしていくことに對しては、これは健全な娯樂を考へていない社会的欠陥です。次代を背負う青少年のためにもそういう点を十分考へておくほか、麻薬のおそろしさというもののPR、啓蒙運動を職場でも地域でも学校でも、あらゆる機関で浸透させるように、今後ひとつ皆さんのほうで考へて願つておいたほうがいいと思つておる。これはまだまだ遊び半分によつていたり、またふざけ半分に利用したりしている。非行少年の利用を見ても睡眠遊ばしというのがある現在からしても、これはやはり将来相当考へていかなければならぬと思つておる。そういう点とあわせて、今度は民生委員や保護司や青少年指導員というふうな福祉関係の人を動員してこの対策にも十分協力してもらい、それに対していろいろ報酬やその他でこつ欠かないように措置してやるという対策も必要ではないか、こういうふうに私も思つておるのです。現在やつた者に対する更生の方法、これから再び青少年をそつちのほうへ追い込めないような対策、この二つは重要だと思つておる。これは大臣どう考へますか。

○西村国務大臣 青少年の問題につきましては、いま非常に大きな問題に

なつております。したがって、この点につきましては、政府としては十分な心がけを持って取り組んでおるわけでございます。このアフターケアの問題につきましては、さいせんも申しましたように十分注意をいたします。またこのための予算等につきましても、実は今年度予算におきましても、麻薬対策はもう大蔵省も——大蔵省はたいがいさいふを締めるところですが、ほんとうに思い切つて出したほうなんです。しかしこれでやはりアフターケアのことなんかも十分考へなければならぬと思つてございまして、その点につきましても、予算上どうだこうだといふことはなかりと思つておる。いい方法があればこれは受け入れてくれると思つておる。一般青少年の非行とも十分に今後注意をしていきたい、かように考へておる次第でございまして。

○島本委員 私のほうでは、アフターケアの問題はいま申しましたように強力に要請したいと思つておる。ひとつその点をくれぐれも要請しておきます。

それとあわせて健全な娯樂。これは欲求不満による青少年の一つの共通点です。そういうような点も、十分に今度健全な娯樂によつて解消していくように。それからあわせて、福祉関係のこういう人々を動員してでもこの麻薬対策に当たつて、国民をあげてこういうような危害を防止させるような対策を強力に進めてもらいたい。このことをお願いいたしまして、私の質問をこれで終わります。

○中野委員 関連して、総務長官が来ておられますから、一つだけ伺つておきたいことがある。

省が主役でございますが、検査のほうにおきましては警察庁があり、あるいは大蔵省の税関があり、海上保安庁がございまして、あるいは鉄道関係の公安もあれば、法務省もあるというわけで、非常に各方面にわたっておりまして、その検査にあたりましては、きき連絡等に欠けることがあるということも、現場において聞いてもまいりました。また事実、そういう点も過去においては相当あったようでございます。そこで、いろいろ研究を各役所同士でしていただくわけですが、やはりいまの段階におきましては、厚生省は厚生省としての特異的な立場の存在の理由があり、また警察もそれと同様でございます。どの役所のものをどこに持つていってひつつけたらものと完全にいくかというような問題につきましては、やはり各省の長い間の特異的な職制と申しますか、職域がございまして、どうも木に竹をついたようで、うまくまいらぬ点もたくさんございまして、もしやるといたしますれば、根本的な行政改革という問題に入るわけでございますが、これはいま御指摘になりましたように行管でも多少指摘しておられますし、さらに最近では、臨時行政調査会でもこうした問題を取り上げていただいておりますので、これは、結論はそう長くはないと思っております。おそらく本年か来年の春ごろまでには結論が出ようかと思っておりますので、それとにらみ合わせまして、そうして各役所の固有、特有の持ち味と申しますか、特質等も勘案しながら御期待に沿うような案を立てねばなるまい、かように考えまして、こちらと始終連絡をとりつつあるような状態でございます。

す。御指摘のような点は十分私も承知いたしておりますし、今日の状態が決して満足なものではないということも、よく承知いたしております。

○大原委員 徳安長官は率直な答弁をされたわけですが、たとえば、横浜から横浜でこういう情報があつて、九州地方なりあるいは瀬戸内海地方にこういう密輸のおそれがある、こういった場合には、直ちにぽんと現地の第一線に指揮できるような、これは一つの例ですけれども、そういう体制、機動的な、組織的な、一元的な体制がないと、これは効果をあげることはできない。したがって、この問題について、行管がこれから非常に大きな関心を持つてもらつて、外国の例等でも有効なものは参考にしたい。私もここで中野委員の報告書を読ませていただきましたが、やはり成果をあげていこうとするところは、そういう機構がびしっとして、しかもそれが徹底して行なわれているということでありまして、特に麻薬暴力団は、最近聞くところによると、新宿その他においてもスーパーマーケットのような薬局をどんどんやまして、そして合法的な薬品販売の陰に入つて麻薬の売買をやつておる。そしてこれが組織的に全部つながつていこうというふうなことでありますし、それらが全部、細胞のように港やあるいは航空基地等に連絡をとりながら、外国とも連絡をとりながらやつていっているわけでありまして、だから、組織的なそういう動きに対応するような、やはり現行犯を逮捕できるような体制がなければ、取り締まりなんかは全然できない、こういう点であります。したがって機構上の問題、あるいはこれを

を一元的に運営する問題等につきましても、現在の体制、そういう点について十分御注意いただいて、各官庁とも自分のところで手柄を立てるというふうなことでなしに、どうして協力の中において実績をあげるかという、そういう観点において海上保安庁も、法務省も、あるいは税関のほうも、それから警察も、厚生省も協力をする。情報等においても、自分が手柄を立てるために隠したり、おそくしたり、そういうことが絶対あつてはならぬ。私はそういう点における一元的な運営、連絡調整、そういう機構の運営上の問題についてはいま御答弁がございましたが、万遺憾なきを期していただきたいというふうにも思ふのであります。

それからもう一つの点で、警察庁に質問いたしますが、大蔵省や行管の査定によりまして、五百名の人員の増加になつたわけでありまして、いままでの質疑応答の中にありましたように、この五百名の麻薬対策を機会といたしまして増員は、これは麻薬だけを取り締まるだけではない、暴力団その他の取り締まりもやるというふうには私は理解いたしておるのであります。しかしこれは人員がふえて、しかもその目標に従つて運営をされたいというところになつてまいるといへんのであります。したがつて私は、この五百名の配置とそれからこれをどのように訓練をし、どのように仕事をしてもらうような体制をとっていくか、こういう問題について、予算要求以来相当時間がたつていっているわけですから、それらに対するもう少し具体的なプランというものを御答弁いただきたいと思ひます。それを一つの一つのよりどころといたしまして、足りない点等については各省関係者において補う、あるいは将来また考へていくということになると思ひますが、そういう点でももう少し具体的に、五百名を増員されて、どういう機構でどういう訓練の上に、どのような心がまえでやるのか、こういう点について、もう少し具体的にこの際お聞かせいただきたいと思ひます。

○野田政府委員 五百名の増員につきましては、麻薬犯罪の多発している地区を管轄している府県警察及びその周辺の府県警察に、重点的に配分するというのがたてまえてございます。これは多少私の前の説明が悪かつたのかも知れませんが、この五百名を麻薬以外に使うということとは、絶対にございせん。これは、麻薬捜査に専従させる警察官として配置するわけでございます。具体的に申しますと、この五百人の増員は、そういう多発している地区を重点とする意味で、東京、神奈川、大阪、兵庫、この四府県に七十名ずつ、それから福岡に五十名、そのほか静岡、愛知に三十名ずつ、それから千葉、埼玉、広島に二十名ずつ、そのほか北海道、京都、岡山、山口、長崎に十名ずつでございます。こういう形で、人数は必ずしも十分ではございませんが、麻薬犯罪の多発している地域を管轄するところにまず重点的にこれを配置していく。ところが、御承知のように警察官は、募集いたしまして一年間学校で教育するという期間がございまして、そこで実際の増員分が少なくなり麻薬に専従するためには、ある意味では長ければ一年かかる、それでは非常に困るわけでありまして、この五百名の配置をある程度、現在ほかの

仕事をやっているものをできるだけ配置転換をして、五百名の麻薬増強のほうに本年度中に振り向けたいという努力をいたしておりますが、これは各部門とも現在非常に仕事に忙殺されておりますので、増員の分を先食いしてほかの係から充員するということは、その理想的にはできない。しかし、大体今年度中に増員分の約三分の一くらいは、現在ほかの仕事をしていられる者をそこへ持つていきたい。しかし、実際に五百人が実員として使えるのは来年の四月でございます。そういう面で、人員配置は配置といたしまして、現在の仕事を強化していく面では、これらの主要府県におきましては、他の係官から麻薬係のほうに増強しているというのが現状でございます。そのために教養あるいは訓練の問題がございまして、これは現在学校に入れている人数だけではない、そういう面でも新しく充員をいたしております。昨年の四月に警視庁、大阪、兵庫、神奈川の四府県には麻薬課を創設いたしました。本年の四月一日には福岡にも麻薬課をつくりまして、課長以下の人員を整備したわけでございますが、これは先ほど申し上げましたように充員をいたしまして、昨年の十月と現在を比べますと発足以来約倍近く充員をしております。この充員した人員につきましては、麻薬犯罪の捜査専科を、警察大学で約一週間幹部をまず養成する。あるいは主要府県の麻薬犯罪の捜査主務課長を東京へ招集して打ち合わせ会議をやり、あるいはブロック、管区、局におきまして、主要な麻薬係官を集めて麻薬捜査の重点、あるいは要領等も指示、教養を行なつております。そのほかに警

て、足りない点等については各省関係者において補う、あるいは将来また考へていくということになると思ひますが、そういう点でももう少し具体的に、五百名を増員されて、どういう機構でどういう訓練の上に、どのような心がまえでやるのか、こういう点について、もう少し具体的にこの際お聞かせいただきたいと思ひます。

○野田政府委員 五百名の増員につきましては、麻薬犯罪の多発している地区を管轄している府県警察及びその周辺の府県警察に、重点的に配分するというのがたてまえてございます。これは多少私の前の説明が悪かつたのかも知れませんが、この五百名を麻薬以外に使うということとは、絶対にございせん。これは、麻薬捜査に専従させる警察官として配置するわけでございます。具体的に申しますと、この五百人の増員は、そういう多発している地区を重点とする意味で、東京、神奈川、大阪、兵庫、この四府県に七十名ずつ、それから福岡に五十名、そのほか静岡、愛知に三十名ずつ、それから千葉、埼玉、広島に二十名ずつ、そのほか北海道、京都、岡山、山口、長崎に十名ずつでございます。こういう形で、人数は必ずしも十分ではございませんが、麻薬犯罪の多発している地域を管轄するところにまず重点的にこれを配置していく。ところが、御承知のように警察官は、募集いたしまして一年間学校で教育するという期間がございまして、そこで実際の増員分が少くなり麻薬に専従するためには、ある意味では長ければ一年かかる、それでは非常に困るわけでありまして、この五百名の配置をある程度、現在ほかの

視庁におきましては、各警察署から必要人員を麻薬課のほうに引き上げまして、実務研修を兼ねた教養を行なう、このように各府県が独自の計画を立てて、教養を推進しておるわけでございます。

○大原委員 一つは、中央のそういう指揮系統の責任者ですね。これはちょっといま聞きましたのですが、どういうことになっていくのか。それからもう一つは、麻薬取締官や海上保安庁その他関係官庁の現地における連絡体制は——第一線における捜査体制というものの運営についての考え方は、何か警察が一つの関連捜査の主力になることがある、そういうような御答弁があったようです。麻薬取締官が現地にある厚生省は、専門的な知識で麻薬取締官を確立されたり、PRとか、あるいは中毒者の収容の処置とか、あるいは専門的な医師の分野等、そういうことで犯罪捜査と関係があるわけですから、現場においては第一線の麻薬事犯の取り締まりについて万遺憾のないように、そういう組織体制が必要だと思ふのです。そういう現地における体制についてお考えがあるか、中央における警察の指揮の責任官庁はどうか、こういう二点について御答弁願いたいと思います。

○野田政府委員 警察庁におきましては、麻薬犯罪を所管しております局は保安局、並びに保安局の中の保安課であります。第一線のほうは、各府県の警察本部におきまして、ただいま申しましたような五つの主要府県には麻薬課という課ができてまして、これが中心の役割りを果たしておりますが、その他

の府県におきましては保安課あるいは防犯課、そういう課の中に麻薬の専任の係官を持ちまして、その主管課長あるいは主管部長等——もちろん本部長も、この麻薬犯罪の捜査を主宰しているわけでございます。同時に、麻薬犯罪に関係のある麻薬取締官事務所、あるいは税関、あるいはその他の関係機関と各府県の麻薬担当官との間に定期的に、あるいは随時打ち合わせ会議等を開催しまして、情報の交換、資料の交換等につとめますと同時に、たとえば船舶の押収捜索というような場合には、税関の係官と麻薬取締官と警察官とで押収捜索の隊を編成して、共同して捜査をするというような具体的な活動もいたしております。

なお、昨日もお話がありましたが、地元の警察庁の麻薬担当の検事さんを中心に、麻薬捜査の能力の向上なり捜査機能の向上等についての研究とか、あるいは具体的な捜査手続等について打ち合わせとか、そういう協力体制も確立して、そういう方面でのお互いの捜査協力関係をより緊密にするという動きも、現在各方面で活発になされていくわけでございます。

○大原委員 まだたくさん問題があるのですが、いずれまた臨時国会等でもありまして、もう少し事態も進展いたしておると思ふますから、あらためて一般的な質問その他の形で関係各官庁に集まっていたら、そういう議論をいたしまして、特にいま来年度の予算編成等を控えておりますので、そういう機会に麻薬問題をもう一回議論する機会を持ちたい、こういうふうな私どもとしては考えておるのであります。

して、行管も指摘いたしておりますが、かりそめにも各官庁がそれぞれの特性を発揮するのでなしに、お互いのなわ張りや争ったり、そのために捜査が停滞したりすることのないように、ひとつ十分この点について——今回は警察が大きなウェイトを持って予算措置をされておりますから、警察はひとつ責任を持って各官庁との連絡を積極的にとつてもらいたい。特に長官に御出席をいただいて——吉展ちゃん事件じゃないけれども、目の前におる者がつかまらないようなものが、麻薬の患者、麻薬の組織的な、非常に高度な犯罪容疑者をつかまえることは、むずかしいじゃないかと私は思っております。実際に実効があがらぬのじゃないか、そういうことを非常に危惧いたしておりますけれども、そういう科学的な捜査など警察の体制をやり直さないう限り、生命、財産やこういう問題等につきましましては、実効のある措置はできぬじゃないか。だから警察のそういう捜査のあり方等につきまして、私は重点的に、徹底的に議論をしたいと思つていたのですが、時間もまいりましたし、将来にこの問題は残しておきまして、ひとつ機会を設けて議論をいたしたい、こういうことで、私の質問はこれで終わります。

○西村国務大臣 大原先生せっかくのあれでありますし、それから中野先生の話も、取締推進本部といふものが、機関をどうするかといふのが、ただいまも徳安長官から御説明申し上げましたように、各官庁のおのの關係があるから、それで官庁的に、役所的にいけば推進本部をつくるというので、総務長官が中央においてそれを

提出されております。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案に対する修正案

麻薬取締法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日から起算して二十日を経過した日」に改める。

○井村委員長代理 修正案の趣旨の説明を聴取いたします。小沢辰男君。

○小沢(辰)委員 麻薬取締法等の一部を改正する法律案につきまして、その施行期日が今年四月一日と規定してございまして、これは当然、公布の日から起算して二十日を経過した日に改める必要がございます。

以上が本修正案を提案する理由でございますが、何とぞ御賛同を得たいと思ひます。

○井村委員長代理 修正案についての御発言はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○井村委員長代理 ないと認めます。

○井村委員長代理 次に麻薬取締法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○井村委員長代理 御異議なしと認めます。そのように決しました。

これより内閣提出の麻薬取締法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決に入ります。

まず、小沢辰男君、河野正君及び本島百合子君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井村委員長代理 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

○井村委員長代理 次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井村委員長代理 起立総員。よって、内閣提出の麻薬取締法等の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○井村委員長代理 この際、小沢辰男君、八木一男君及び本島百合子君より、麻薬取締法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。八木一男君。

○八木(一)委員 ただいま提出いたしました麻薬取締法等の一部を改正する法律案についての附帯決議案について、提案の内容並びに理由を御説明申し上げます。

まず、最初に附帯決議の案を朗読いたします。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に対する附帯決議(案)

政府は、麻薬禍の早期撲滅を期するため、左記事項について速かに対策を講ずるよう努むべきである。

一、麻薬禍防止には国際的連けいを保つことが重要である点にかんがみ、速かに千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を批准すること。

二、国は今後麻薬取締りに関し国庫支出の増額を考慮し一層其の施策の充実を図るとともに、都道府県知事並びに関係市町村と強力な協力を得るよう連絡を密にするにと。

三、麻薬中毒者対策は、患者が退院後再び中毒に陥らざるよう措置することが重要である点にかんがみ、その社会復帰について十分な施策を講ずること。

四、麻薬取締法別表に規定する麻薬の指定等については、迅速適確な措置をし、更に麻薬以外の薬品であつて麻薬類似の害悪があるもの(睡眠薬等)の対策につき万全を期すること。

五、特に強迫、監禁、暴行等によつて強制施用するが如き悪質事犯に対し、厳罰をもつて処断すると共に、政府は更に刑罰の強化を考慮すること。

これが案の内容であります。ごく簡単にその理由を御説明申し上げます。

第一項につきましては、麻薬禍の撲滅のために国際的連けが非常に重要であることは言をまちません。この点につきまして、単一条約をいまだわが国が批准していないことは非常におくれているわけでございまして、すみやかに批准することが必要でございまして、この点で第一項を提案するわけでございます。

第二項につきましては、いろいろの問題が当委員会において論議をせられました。たとえば、取り締まりに關しまして、警察であるとかあるいは厚生省関係の取り締まりの人員が、最初に各行政官庁で要求した人員よりも削減をされておる。このようなことでは十分な取り締まりができないのではないかと。またその装備についても、あるいはそのような設備についても十分な予算要求が通らなかつた。またその待遇に對しての考慮も、十分に払われていないように判断できるような状況でございまして、この取り締まりを完全にすることが必要でございまして、さらにまた、ただいま申し上げました官庁のほかに、たとえば税関の関係であるとか、あるいはまた海上において取り締まる関係であるとか、あるいはまた外国に人員を駐在させて根元においてこれを断つという問題であるとかについて、非常にまだ不十分な状態でありまして、そういう施策を充実するための国庫支出の本年度の要求が二十数億であるのに、合計して十億以下に削減されたような状態では十分でないもので、そのような支出を飛躍的に増大してこの麻薬禍を完全に撲滅することを推進しなければならぬという趣旨において、第二項の決議を出すわけであります。さらにこの問題については、地域住民と非常に關係の深い都道府県あるいは關係市町村と、強力な協力体制をつくらなければならぬという点を強調しているわけであります。

第三に、麻薬中毒者対策でございまして、一時的に取り締まりをしても中毒者は完全になくならない状態においては、またこのような状態が起つてまいります。またそのような麻薬によつて健康を害し、社会的に非常にぐあいが悪い状態になる人、この人たちの問題を解決するためには、中毒者の中毒を完全になくする、あるいはまた、あとの社会復帰をするという問題については、ただいまの政府の考え方より以上に強力にやらなければならぬと思ひますので、この問題の推進について当委員会として決議をいたしたいと思ふわけであります。

第四に、麻薬禍を推進する連中の手口が非常に複雑でございまして、現在の取り締まり法規に触れている麻薬を、幾ばん薬品の性質を変えて、さらに毒を流すというふうなものにすりかえて犯行をなすおそれがございますので、薬品が変わつたことによつて取り締まりができないようなことのないように、厚生省がその権限を十分に、迅速に発動することをすべきであるという考え方があります。さらにまた、睡眠薬等で青少年が非常に悪い状態になつておることは周知の事実でございまして、このことは周知の事実でございまして、このような状態は麻薬禍をさらに推進するバックグラウンドになるわけでございまして、その根元から断つために、このような麻薬類似の同様な害悪のあるものについて、あらゆる行政的な方法によつてそのような害悪を起さないように対処する必要があると考えるわけであります。

次に、第五番目の問題でございまして、今後の麻薬取締法等の一部を改正する法律案について、刑罰を強化してこの麻薬禍を断とうということが大きく推進をされております。しかしながら、その中において供給源を断つという点においては相当重点が置かれておりますけれども、利用者を少なくする、少なくとも本人の意思によらぬ利用者をなくするという点についての配慮が少くないように思われる点が多いわけでありまして、また、本人の意思によらずして麻薬中毒者になるという人の人權のじゅうりんされる程度は、非常に大きなものであります。このような凶悪な犯罪に對して断固として処断をする必要がある。無期懲役を加えた刑罰の強化をはかる必要があるということ、この委員会において論議をせられました。法制的にいろいろな問題がございまして、直ちに法律改正ということではできないにしても、行政的手段でこれを厳罰に処してこの凶悪な凶悪な事犯が起らないように、またそれを完全にするために、刑罰の強化を法的にできるような措置を推進して考慮することが必要であると考えられたわけでございまして、さらに、ここに「強迫、監禁、暴行等」と書いてあります「等」の中には、睡眠薬を注射して意志能力を失わせて注射をするというふうな、あらゆる欺瞞的な方法によることも含んでおることを明らかにしておきたいと思ひます。

以上のような理由でこの決議案を提出したわけでありますが、どうか満場一致の御賛成を願ひたいと思ひます。(拍手)

○井村委員長代理 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井村委員長代理 起立総員。よって、本案については小沢辰男君、八木

一男君及び本島百合子君提出のごとく
附帯決議を付することに決しました。

この際、西村厚生大臣より発言を求
められております。これを許します。
西村厚生大臣。

○西村国务大臣　ただいまの附帯決議
の御趣旨に対しましては、政府といた
しましては十分考慮してまいりたいと
存じます。

○井村委員長代理　ただいま議決いた
しました本案についての委員会報告書
の作成につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○井村委員長代理　御異議なしと認
め、さように決します。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十二分散会

〔参照〕
麻薬取締法等の一部を改正する法律
案（内閣提出第一〇七号）に関する報
告書

〔別冊付録に掲載〕

